#### 入札公告

下記の工事について、条件付一般競争入札(事前審査方式)を行いますので、志摩市契約規則 (平成16年志摩市規則第69号。以下「規則」という。)第4条の規定により公告します。

令和7年10月29日

志摩市長橋爪政吉

### 1. 工事概要等

(1) 施工年度	令和7・8年度
(2) 工事番号及び工事名	磯部地域福祉センター改修工事(電気設備工事)
(3)工事場所	志摩市 磯部町 迫間 地内
(4)工事概要	磯部地域福祉センター改修工事 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型(月単位)) 試行案件 情報共有システム(ASP 方式)試行案件 建築物の用途等:地域福祉センター棟 S 造平屋一部 SRC 造 延床面積 2571.16㎡ 車庫棟:129.8㎡ 倉庫棟:122.25㎡ 上記に伴う電気設備工事:1式
(5)工事期間	契約日 から 令和8年9月11日 まで
(6)入札書比較価格(予定価 格税抜)	105,600,000円(消費税及び地方消費税を除く)
(7)最低制限価格	本工事は、規則第8条による最低制限価格を設定するものとし、その取り扱いは、「志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準」によるものとします。
(8) 競争参加資格事前審査方式	当該工事は、入札参加希望者の競争入札参加資格を入札前に 確認する事前審査方式の対象工事です。

### 2. 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

ただし、(3)、(8)及び(9)については、各条件に定めるとおりとします。

(1)建設業許可	建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。) 第3条の規定による「電気工事」の一般もしくは特定建設業の
	許可を受けた者であること。
(2)欠格事項	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の
(4) 八佾 尹贺	4の規定に該当しない者であること。
(3) 地域要件、経審等	法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ
	有効期限内である者のうち、次の基準をすべて満たす者である
	こと。
【地域要件】	志摩市内に本店を有する者。
【格付け】	令和7年度 志摩市建設工事発注標準における
【恰りり】	電気工事の格付けがAランクの者。
【工事施工実績】	求めない。
(4) 名簿登録	志摩市の競争入札資格者名簿(建設工事)において、電気工
	事を希望業種として登録されている者であること。
	ただし、令和7年10月1日現在で登録されていること。
(5)指名停止	志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示
	第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)による指名停

	止を受けている期間中でない者であること。
	また、三重県より資格(指名)停止を受けている期間中でな
	い者であること。
	手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著し
(6)経営状況	「子が文瑛所により取りに正だ力を支げる寺、怪呂状態が有し  く不健全な者でないこと。
	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生
	手続き開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場
	一合、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再
(7) 再審査認定	古、文は氏事性生伝(十成11十伝年第220万)に基づく日   生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場
	全子が開始者しては哲生子が開始の中立とがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る
	認定を受けている者であること。
	次の基準をすべて満たす技術者を入札日の前日までに本件
	工事に専任で配置できる者であること。
	また、条件付一般競争入札参加資格申請日において、配置予
(8) 配置技術者の資格等	定技術者が他工事に従事しており、その工事が未竣工である場
	合は、併せて誓約書を提出すること。
	※配置技術者の配置基準等については、法及び本公告に定める
	もののほか「志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱
	いについて(令和7年10月1日)」に準じます。
	ア. 建設業法に基づき適正配置できる者。
	イ. 監理技術者を配置する場合は、電気工事に係る監理技術者
【配置技術者の資格】	資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
	ウ. 配置技術者は、原則として志摩市に登録された技術者とす
	る。
	本工事の入札参加資格申請期間最終日に3か月以上の恒常
	的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割
【雇用関係の確認】	による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを
	得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であ
	っても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
【工事経歴等】	求めない。
【法第26条第3項第2項(専	<u></u>
任特例2号)の適用】	可
【その他】	_
	次の事項をすべて満たす必要があります。
(9)現場代理人	
	/ · 工事先易に用記してもも。   イ. 本工事の入札参加資格申請期間最終日に3か月以上の恒常
	1. 本工事の人化参加資格中請期间取終すに3. が月以上の世帯   的な雇用関係にある者。ただし、合併、営業譲渡又は会社分
	割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他や
	おによる別属企業の変更があった場合、系志の必要その他や むを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場
	ひを待ない事情がめる場合については、3 か月に個にない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
	一合であるでも恒常的な雇用関係にあるものとみなり。  ※配置については「志摩市発注工事における配置技術者等の取
	り扱いについて(令和7年10月1日)」に準じます。
(,,) = 11	本件工事の仕様書作成等業務の受託者、又は受託者と
(10) その他	資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
	受託者:株式会社前野建築設計

## 3. 入札手続等

	入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格申請書【様
(1) 入札参加資格の確認	式-1】(以下「申請書」という。)及び以下の添付書類を書面
	により各1部提出して、入札参加資格の確認を受けなければな

	りません。 ※提出書類の様式は、本公告に添付のものを使用してくださ
	、 に に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に
	志摩市ホームページ(https://www.city.shima.mie.jp/)
	なお、次のイに定める期間内に申請書及び添付書類を提出し
	ない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参
<b>マ 近川井坂</b>	加することができません。
ア 添付書類 ① 建設業許可証明書等の写	2の(1)で定めた建設業許可を示した書類。
し 建放来計り証明音等の子	※有効期限が確認できるもの。
② 経営事項審査結果通知の 写し	申請書提出日において有効期限内である結果通知の写し。
③ 同種工事の施工実績届出 書【様式1-1】及び添付書	※本件については、提出を要しない。
類	
④ 配置予定技術者等の届出	
書【様式1-2】及び添付書 類	2の(8)(9)で定めた配置予定技術者等を示す書類。
⑤ 配置予定技術者の資格・工	
事経歴届出書【様式1-3】 及び添付書類	※本件については、提出を要しない。
⑥ 営業所技術者等証明書の	営業所技術者等(本社、支社、営業所等を問わずすべての専
写し	任技術者)を確認できる書類(営業所技術者等証明書等で直近 のもの)も添付すること。
イ 受付(申請書及び添付書	
類)	
① 提出期間	当該公告日から同年11月13日(木)までの午前8時30
	分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び志 摩市の休日を定める条例(平成16年志摩市条例第2号。)第
	1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を
	除きます。)
② 提出場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
	志摩市 健康福祉部 地域福祉課
	電話:0599-44-0283
③ 提出方法	メールアドレス: chiikifukushi@city. shima. lg. jp 申請書及び添付書類は持参もしくは郵送(提出期限必着)又
	中請者及い称的者類は持多もしくは郵送(提出期限必有)又   は電送(電子メールをいう。以下同じ。)による。
	は電気(電子)がないり。めて同じ。)による。 なお、電送により申請書等を提出した場合には、申請書等を
	送付した旨の連絡を志摩市 健康福祉部 地域福祉課 (電話05
	99-44-0283)まで連絡をお願いします。
(2) 添付書類の内容	
ア 同種工事の施工実績届出 書【様式1-1】	※本件については、提出を要しない。
イ 配置予定技術者等の届出	配置予定の技術者の有している資格を証する書類の写しを
書【様式1-2】	添付すること。なお、監理技術者にあっては監理技術者資格者
	証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
	また、配置予定技術者が本件の申請書の申請期間最終日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理
	3 が月以上の恒吊的な権用関係にあることを証する青類(監理   技術者資格者証の写し、又は事業所名と雇用期間が明記されて
	いる健康保険被保険者証の写し等)も添付すること。
	なお、複数の配置予定技術者を申請することができますが、

	配置予定技術者1人につき、1部の書類を作成すること。(複数の技術者を申請した場合でも、落札後の配置技術者は1人となります。)
ウ 配置予定技術者の資格・工 事経歴届出書【様式1-3】	※本件については、提出を要しない。
(3) 2の(10)に定める本工	事の設計業務の受託者、又は受託者と資本若しくは人事面
において関係がある建設業者と	は、次の各号に該当する者とします。
ア本件工事の設計業務の	
受託者	株式会社前野建築設計
イ 受託者と資本若しくは 人事面において関係があ る建設業者に該当する者	① アに掲げる受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(4)入札参加資格の審査結果	令和7年11月17日(月) までに発送します。
(5)入札参加資格確認申請書に かかる注意事項	ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
	イ 提出された添付書類は、本工事の入札参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。 ウ 提出された申請書及び添付書類は返却しません。 エ 提出期限以降における申請書又は添付書類の差替え及び再提出は認めません。(ただし、資格審査時に内容確認ができない等の理由により追加資料や再提出を求められた場合を除く。) オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせは、(1)のイの②の場所とします。
(6)入札参加資格がないと認め た者に対する理由の説明	入札参加資格がないと認められたものは、入札参加資格がない と認めた理由について、次のとおり説明を求めることができま す。
ア 提出期間	入札参加資格がないと認められた通知を受領した日から令和7年11月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
イ 提出場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市 健康福祉部 地域福祉課 (市役所1階) 電 話:0599-44-0283 メールアドレス:chiikifukushi@city.shima.lg.jp
ウ 提出方法	説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面(様式は任意)は持参、郵送又は電送による。なお、電送により書面を提出した場合には、書面を送付した旨の連絡を志摩市健康福祉部地域福祉課(電話0599-44-0283)まで連絡をお願いします。
工 回答方法	説明を求めた者に対し、書面により回答します。
(7)設計図書及び仕様書の閲覧 等	· · · · ·
ア 設計図面及び仕様書(以下 「設計図書等」という。)の 閲覧	
① 閲覧期間	当該公告日から12月2日(火)までの午前8時30分から
少   肉 丸 刃   円	$-$ コ版型日日 $^{\prime\prime}$ りエ $^{\prime\prime}$ 7月 $^{\prime\prime}$ 1月 $^{\prime\prime}$ 7月

	午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。)
② 閲覧場所	三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
	志摩市 健康福祉部 地域福祉課 (市役所1階)
	電話:0599-44-0283
イ 設計図書等の貸し出し	е ш. о о о о тт о о о о
① 貸出時期	当該公告日から同年12月2日(火)までの午前8時30分
Q AHWAN	から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間、及び市の
	休日を除きます。)
② 貸出期間	イの①の間で、3時間以内とします。(ただし、貸出期間に
	市の休日は含みません。)
③ 貸出場所	アの②に同じです。
(8) 質問と質問に対する回答	この設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり質
	問書【様式-2】により提出するものとします。
ア質問の提出	
① 提出期間	当該公告日から同年11月7日(金)までの午前8時30分
	から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間、及び
	市の休日を除きます。)
② 提出場所	(6) のイに同じです。
	書面は電送又は持参によるものとし、電話及び口頭によるも
	のは受付けません。
	なお、電送により質問書の提出をした場合には、質問書を送
③ 提出方法	付した旨の連絡を志摩市 健康福祉部 地域福祉課 (市役所 1
	階)
	電 話:0599-44-0283まで連絡をお願いします。
   イ 質問に対する回答	メールアドレス:chiikifukushi@city.shima.lg.jp
① 回答方法	令和7年11月11日(火)午後5時までに志摩市ホームペ
	一ジ内「条件付一般競争入札の質問回答書」に回答書を掲載し
	ます。
	なお、質問が無い場合は、掲載しません。
(9)入札の執行	入札は次に示すほか、志摩市競争入札実施要綱(平成20年
	志摩市告示第33号。以下「入札実施要綱」という。)等関係
	法令により行います。
アー入札方法等	① 入札執行回数は、1回とします。
	② 落札の決定に当たっては、入札に記載された金額に100
	分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満
	の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をも
	って契約金額としますので、入札書に記載する金額は、契約
	希望金額の110分の100に相当する金額を記載するこ
	₹
イ 入札の日時及び場所	① 入札日時 令和7年12月3日(水)午前9時30分
	② 入札場所 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
(10) 88 +1	志摩市役所 4階 401会議室
(10) 開 札	開札は、(9)のイに掲げる日時及び場所において行うもの
	とします。

# 4. その他

(1)入札保証金	免除
(2) 契約保証金	契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。
	ただし、規則第31条第2項に規定する担保をもってこれに

	代えることができます。また、規則第32条第1項に規定する
	要件に該当した場合は、契約保証金の納付を免除します。
(3) 工事費等内訳書の提出	ア 入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事 費等内訳書の提出を求めますので入札書と同封してくださ い。提出のあった工事費等内訳書が次の各号のいずれかに該 当する者の入札については無効とします。また、提出した工 事費等内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。
	<ul><li>① 工事費等内訳書を提出(同封)しないもの</li><li>② 工事費等内訳書の金額と入札金額が一致していないもの</li></ul>
	<ul><li>③ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの</li><li>④ 記載すべき項目が欠けているもの</li><li>⑤ 工事費等内訳書の内訳金額の計算に誤りがあるもの</li></ul>
	⑥ 提出された工事費等内訳書に工事名、商号又は名称の記載のないもの若しくはこれらの判別が不明であるもの
	⑦ その他不備があるもの イ 工事費等内訳書は、【様式-3】により、すべての欄を埋 めることとします。
	ウ 工事費等内訳書は返却しません。また、工事費等内訳書の 提出については、契約上の権利・義務を生じるものではあり ません。
	エ 工事費等内訳書の差替え、再提出は認めません。
	オ その他工事費等内訳書の取り扱いについては、別に定める 工事費等内訳書取り扱い要領によります。
(4)入札の無効等	本公告に示した入札に参加する資格のない者、虚偽の申請を 行った者が行った入札並びに入札実施要綱第14条第1項に 該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とし ていた場合には、落札決定を取り消します。 なお、入札参加資格を確認された者であっても、入札参加資 格申請日から開札日(落札者の決定)までの間において、指名 停止措置要綱に基づく指名停止を受けた者及び2の各号に掲 げる資格を満たさなくなった者は入札に参加する資格のない 者に該当します。
(5) 落札者の決定方法	ア 規則第7条の規定に基づいて決定された予定価格の範囲 内において、規則第8条に基づき決定された最低制限価格以 上の入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札 を行った入札者を落札者とします。
	イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。 ウ 事前に談合情報が寄せられた場合で、入札の結果談合情報 どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基 づく調査を実施します。
(6)落札の失効	落札者は規則第27条の規定により契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内(ただし、市の休日は除く)に契約書を提出しなければなりません。正当な理由がなく契約書を提出しない場合は、同条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。
(7)仮契約から本契約への移行	本件は該当しない
(8)支払条件	前金払、中間前金払及び部分払については、以下のとおりと します。中間前金払、部分払については、契約締結時に落札者

	がいずれか一方を選択してください。
アが前金払の割合	契約金額の10分の4以内の額とします。
イー中間前金払の割合	契約金額の10分の2以内の額とします。
ウ 部分払の回数	部分払の回数は、規則第45条に掲げる回数以内とします。
(9)入札の中止等	談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止若しくは取りやめることがあります。
(10) 苦情申立て	参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発 注機関に対して苦情申立てを行うことができます。
(11) 火災保険付加の要否	要
(12) その他	ア 入札条件に定める規定により契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責めを負いません。 イ 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。 ウ 契約書作成の要否 : 要 エ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無 オ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置要綱により指名停止を行います。 カ 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市健康福祉部地域福祉課(市役所1階)電話:0599-44-0283 メールアドレス:chiikifukushi@city.shima.lg.jp